

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規程・重要事項

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者の運営規定及び重要事項は以下の通りです。

○目的

要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ことぶき薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。

○運営方針

- ①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

○提供するサービス

当事業所が提供する居宅療養管理指導サービスは以下の通りです。

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うこと等により、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注）居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

○職員等の体制

	員 数 及 び 職 務 の 内 容	
従 業 員 の 職 種	常 勤	非 常 勤
薬 剤 師	2 名	
事 務 員	1 名	

○担当薬剤師

- ①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ②利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。）

○営業日時

当事業所の通常の営業日時は、保険薬局営業時間と同じです。

○緊急時等の対応

- ①緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ②必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

○利用料

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導費

単一建物居住者の人数	1人	2～9人	10人以上
1割負担	518円	379円	342円
2割負担	1,036円	758円	684円
3割負担	1,554円	1,137円	1,026円

※算定する日の間隔は6日以上、かつ月4回を限度とします。但し、がん末期の利用者さま、注射による麻薬の投与が必要な利用者さま及び中心静脈栄養を受けている利用者さまの場合は1週間に2回、かつ月に8回を限度とします。

②情報通信機器を用いた服薬指導

1回につき46円(※自己負担割合が1割の場合)、月4回を限度。

③薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき100円(※自己負担割合が1割の場合)が①又は②に加えられます。

④医療用麻薬持続注射療法を行っている場合

1回につき250円(※自己負担割合が1割の場合)が①又は②に加えられます。

⑤在宅中心静脈栄養法を行っている場合

1回につき150円(※自己負担割合が1割の場合)が①又は②に加えられます。

注1)上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2)上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3)居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

○事業の実施地域

通常、店舗から2～4km圏内を目安に実施しています(それ以上の場合は応相談)。

○苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、当薬局までご連絡してください。

ことぶき薬局 目白店